

諮問庁：環境大臣

諮問日：令和7年2月26日（令和7年（行情）諮問第304号）

答申日：令和7年11月12日（令和7年度（行情）答申第562号）

事件名：廃棄物処理に関して特定の判断をしている場合のその理由が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年11月11日付け環循適発第24111113号により環境大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね別紙2のとおりである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案概要

- （1）審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し令和6年9月11日付けで本件対象文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は令和6年9月12日付けでこれを受理した。
- （2）本件開示請求に対し、処分庁は、令和6年11月11日付けで審査請求人に対し、行政文書の開示をしない旨の決定（原処分）を行った。
- （3）これに対し審査請求人は令和6年11月27日付けで処分庁に対して原処分について「審査請求に係る処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。」という趣旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、令和6年11月28日付けで受理した。
- （4）本件審査請求について検討を行ったが、原処分を維持するのが相当と判断し、本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

本件開示請求に対する処分庁の考え方は以下のとおりである。

本件開示請求文書は、本件対象文書である。

循環型社会形成推進交付金（以下「循環交付金」という。）の交付要件は、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）であり、循環型社会形成推進交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第2の1において「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第15条に規定する循環型社会形成推進基本計画を踏まえるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の3に規定する廃棄物処理施設整備計画との調和を保つよう努め、同法第5条の2に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てる」と定めている。そのため、循環交付金の交付要件となる地域計画の審査をしているが、一般廃棄物処理計画の作成有無によって循環交付金を利用することが出来るか否かを判断している事実はない。また実際に、本開示請求を受け、執務室内の文書保管場所、執務室外の書庫、文書管理システムに保存されている電子ファイル及び共有フォルダの確認を行ったが、該当する資料の存在を確認することができなかったため、該当する行政文書は存在しないと判断し、法9条2項に基づき不開示決定をしたものである。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

上記第2の1と同旨。

(2) 審査請求の理由

(略)

4 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は原処分 of 取消しを求めているので、その主張について検討する。

審査請求人は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の規定に従って一般廃棄物処理計画を策定していない特定県 of 特定市Cと特定村Aと特定村Bが共同で推進している「ごみ処理の広域化」に対する事務処理に対して循環交付金を交付している環境省は、審査請求人が開示を求めている行政文書を作成・取得しているはずと主張している。

しかし、循環交付金の交付要件は地域計画であり、交付要綱に記載のとおり、（略。上記2に同じ。）と定めている。そのため、循環交付金の交付要件となる地域計画の審査をしているが、廃棄物処理法 of 規定に従って一般廃棄物処理計画を策定しているかどうかによって循環交付金を利用することができるか否かを判断している事実はない。（ただし、交付要綱において一般廃棄物処理計画に施設の具体的な立地計画等地域計画に必要な事項が位置付けられている場合は、地域計画に代えることができるとして

いる。)

以上のことから、審査請求人の主張は当たらない。

5 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求に係る処分庁の決定は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年2月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年4月7日 審査請求人から意見書を収受
- ④ 同年11月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を作成・取得しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件開示請求は、開示請求文言及び審査請求書の記載からみて、特定県の特定村Aと特定村Bの一般廃棄物処理計画が廃棄物処理法6条2項の規定に従って策定されていないとの前提で、当該市町村が同条1項の規定に従って一般廃棄物処理計画を策定している場合であっても、当該市町村は循環型社会形成推進交付金（循環交付金）を利用することはできない旨主張していると解される。

(2) これに対し、諮問庁は、環境省において循環交付金の交付要件となる地域計画の審査をしているが、廃棄物処理法の規定に従って一般廃棄物処理計画を策定しているかどうかによって循環交付金を利用することができるか否かを判断している事実はない旨主張する。

(3) そこで検討するに、審査請求人は、特定県の特定村Aと特定村Bの一般廃棄物処理計画が廃棄物処理法6条2項の規定に従って策定されていないことを前提としていると解されるが、この前提を認めるに足りる事情は見当たらないから、審査請求人の主張はそもそも前提を欠くといわざるを得ない。

諮問庁の上記(2)の説明についてみるに、当審査会において交付要綱等を確認したところ、交付要綱等においては、一般廃棄物処理計画の

策定を交付の要件としているとは認められず、諮問庁が、環境省において循環交付金の交付要件となる地域計画の審査をしているが、廃棄物処理法の規定に従って一般廃棄物処理計画を策定しているかどうかによって循環交付金を利用することができるか否かを判断している事実はない旨説明することについて、不自然、不合理な点は認められない。

そうすると、上記のような前提において作成された行政文書は存在せず、これを保有していないとの諮問庁の説明を否定することはできない。

(4) したがって、環境省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、環境省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙 1

本件対象文書

環境省が、廃棄物処理法 6 条 1 項の規定に従って一般廃棄物処理計画を策定している市町村であれば、同条 2 項（1 号から 5 号）の規定に従って一般廃棄物処理計画を策定していない場合であっても、環境省の循環型社会形成推進交付金（補助金適正化法の規定に基づく補助金等）を利用することができると判断している場合は、その合理的な理由と法的根拠がわかる行政文書（都道府県に対する通知及び事務連絡等を含む。）

別紙 2

審査請求書

- 1 特定県の特定村 A と特定村 B が廃棄物処理法 6 条 2 項 5 号の規定に従って一般廃棄物処理計画を策定していないことは事実である。
- 2 また、特定県の特定村 B が廃棄物処理法 6 条 2 項 1 号の規定に従って一般廃棄物処理計画を策定していないことも事実である。
- 3 そして、環境省が特定県の特定市 C と特定村 A と特定村 B が共同で推進している「ごみ処理の広域化」に対する事務処理に対して、既に循環型社会形成推進交付金（補助金適正化法の規定に基づく補助金等）を交付していることも事実である。
- 4 したがって、環境省は、廃棄物処理法 6 条 2 項の規定に従って一般廃棄物処理計画を策定していない市町村であっても、同法 6 条 1 項の規定に従って一般廃棄物処理計画を策定している市町村は、環境省の循環型社会形成推進交付金（以下「循環交付金」という。）を利用することができると判断していることになる。（重要）
- 5 しかし、その場合は、環境省が循環交付金に係る予算の執行に当たって、関係法令に違反して事務処理を行っている市町村（特定県の特定村 A と特定村 B）に特段の配慮をして不公正な事務処理を行っていることになる。
- 6 （略）
- 7 そして、補助金適正化法 3 条 1 項の規定により、環境省は循環交付金に係る予算の執行に当たって、同交付金が公正に使用されるように努めなければならないことになっている。（重要）
- 8 ないし 11 （略）

意見書

審査請求人は、種々主張するが、省略する。